平成２８年（フ）第１０３９号
札幌市東区中沼５条２丁目１番10号、申立時の住所札幌市東区東苗穂８条２丁目４番15号
破産者　久留宮政憲
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３２８号
札幌市北区北37条西３丁目３番７号　シャトー麻生101号
破産者　細坂　佳秀
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０２号
岩手県奥州市江刺区愛宕字境畑194番地３
破産者　門脇　秀朗
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１２３号
岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第７地割60番地19
破産者　菊地　　博
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第７号
秋田市土崎港南１丁目１番20号　港南住宅６号
破産者　阿部ふさえ
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０６号
秋田県潟上市天王字上北野136番地33
破産者　石川　武志
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８７号
群馬県太田市新田中江田町1558番地23、前住所長野県上田市武石鳥屋123番地５
破産者　毛利　智明
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第７４６号
埼玉県川口市戸塚東１丁目２番31号　東川口グリーンハイツ301号
破産者　栗田　照幸
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８７０号
埼玉県川口市飯塚２丁目２番16－702号　ホームワード西條
破産者　中島　嘉彦
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８９２号
さいたま市中央区下落合４丁目２番18号
破産者　後藤　洋平
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４号
長野県飯田市追手町２丁目641番地44
破産者　横尾　幸子
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第３９号
長野県飯田市鼎西鼎85番地４（鈴木アパート１号）
破産者　實原　三郎
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第４１号
長野県下伊那郡阿南町富草4347番地113
破産者　木下　育子
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第５３号
長野県下伊那郡松川町元大島5398番地９
破産者　粂原　繁実
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第１０７号
滋賀県近江八幡市江頭町425番地47、前住所滋賀県近江八幡市白鳥町18番地３
破産者　辻　　誠
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１１５号
滋賀県東近江市沖野２丁目７番６号
破産者　森　　耕一
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１２１号
滋賀県犬上郡豊郷町大字四十九院1196番地３
破産者　寺本　泰基
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第４６４５号
大阪府門真市島頭４丁目24番20号
破産者　伊丹　　久
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７３９号
東京都新宿区高田馬場３丁目３番15―502号、前住所兵庫県宝塚市口谷西３丁目20番30号
破産者　飯干　正芳
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部